

3 外部監査公表第 2 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 3 年 3 月 23 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 19 日

福岡市監査委員	今 林 ひであき
同	田 中 しんすけ
同	谷 山 昭
同	本 野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

- 29 外部監査公表第 3 号（平成 29 年 4 月 6 日付福岡市公報第 6383 号(別冊)公表）分
（基金の管理と運用について）・・・1 件
- 31 外部監査公表第 2 号（平成 31 年 3 月 25 日付福岡市公報第 6568 号(別冊 2)公表）
分（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）・・・8 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

- 29 外部監査公表第 3 号（平成 29 年 4 月 6 日付福岡市公報第 6383 号(別冊)公表）分
第 2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見
6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見
（1）福岡市財産区基金及び（7）福岡市脇山財産区基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>①交付金の使途に関する基準の明確化について （意見）</p> <p>市は、財産区の住民の福祉を増進するとともに、市の一体性をそこなわないという地方自治法の規定に鑑みて、各財産区において交付金の使途の基準を明確化するとともに、交付金事業の使途について公共性の観点から適切に精査することが望まれる。 （財政局財産管理課）</p>	<p>交付金の使途に関する基準の明確化については、各財産区が地域で果たしてきた役割や慣行なども勘案しながら、令和元年度に「福岡市財産区交付金交付基準」を策定、令和 2 年 7 月下旬に各財産区へ周知しており、令和 3 年度より施行する。</p> <p>交付金の使途の精査については、領収書等の提出により確認を行っている。</p>

- 31 外部監査公表第 2 号（平成 31 年 3 月 25 日付福岡市公報第 6568 号(別冊 2)公表）分
IV. 市の水関連事業全般に関する意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>【総合意見】水道局、道路下水道局及び農林水産局の連携について</p> <p>市が実施する「水」に関連する水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業ではそれぞれ規制される法令が異なり、事業目的や受益者が異なっている。水道事業は水道局、下水道事業及び河川事業は道路下水道局、集落排水事業は農林水産局と異なる部局が所管部局となり事業を実施している。</p> <p>しかし、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり多くの共通点がある。特に公営企業として実施している水道事業と下水道事業においては、連携している事務は料金収納事務等限定的である。</p> <p>なお、水道事業及び下水道事業に関する財務事務については決算、契約事務、債権管理、財産、経営戦略、人材育成及びBCPという切り口で横串を通して監査を実施した結果、両事業に共通した管理上の課題が検出された。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市は、市民生活を支えるライフラインの機能の向上、維持を図る、水関連事業の有効性を向上させるため、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の事務連携強化を図ることを検討されたい。</p> <p>(水道局総務課) (道路下水道局総務課) (農林水産局漁港課)</p>	<p>市民生活を支えるライフラインとしての水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業については、浸水対策・環境対策・料金収納等においてこれまで連携を行ってきたところであるが、これらに加え、それぞれの局で実施している研修等に関係局の職員も参加することで、人材育成の連携や研修事務の効率化を図ることとした。今後も、必要に応じて事務連携強化について検討を行う。</p>
--	---

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

(4) 財産

監査の結果	措置の状況
【意見 1-(4)-2】固定資産の管理シールの貼付について	現物確認をした「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」について、貼付困難な資

<p>今回の現場視察において抽出で実査を行った結果、工具器具及び備品2件について資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。管理シールの取扱等については明文化されていない。しかしながら、工具器具及び備品などのように移動が容易であるものは紛失リスクに備えるためにも資産番号を記載した管理シールを貼付する必要があると考える。</p> <p>また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付している資産と貼付していない資産があることについても対応が望まれる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>工具器具及び備品などのように移動が容易な固定資産に関して、管理シールを貼付することを検討されたい。</p> <p>また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付していない現状を整理し、管理方法を一元化するために、管理シールの貼付に関して明文化することを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局経理課)</p>	<p>産を除き管理シールを貼付した。</p> <p>また、登録方法や管理方法について、明文化した「固定資産管理の手引き」を令和元年度に作成した。</p>
---	--

(10) 公益財団法人福岡市水道サービス公社について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【指摘事項 1-(10)-1】 公社に対する貸付料の減免について</p> <p>自治体の財産を貸付ける場合は、あらかじめ規定等において定めた基準で使用料を徴収する必要がある。例外的に、使用料を減免する場合においても、あらかじめ減免に相当する理由があるものとして規定等で定めた基準に該当する場合に限られる。また、減免の決定は、歳入の減少に直結するため、慎重に判断すべきである。しかし、市が、公社に対して行った公有財産の貸付</p>	<p>公社への貸付に関する使用料の減免は、令和2年度より廃止することとした。</p>

<p>けに関する貸付料の減免は、減免の基準に該当しないものと考えられる。</p> <p>この貸付の減免の理由書を閲覧すると、減免する理由として、貸付をする土地を公社が月極駐車場として使用し、公社の駐車場事業が、営利を目的とするものではなく、公社が実施する公益目的事業の財源にするという内容であった。また、適用した規定は、福岡市水道局公有財産規程第 28 条第 3 項によっていた。</p> <p>しかしながら、収益事業に使用する財産の貸付料を減免したことにより稼得した利益が公益目的事業の財源となることになる。収益事業に使用する財産の減免を認めることになれば、公益法人に対する貸付料減免に関する制限はなくなることになる。</p> <p>公社が借受けた土地を使用した月極駐車場事業は収益事業であり、公益目的事業に直接使用されていない。</p> <p>また、減免率を本来の貸付料の 5 分の 1 にする理由が、特段の状況の変化がないため、従来から適用している減免率を使用するという内容は、前例踏襲であり、減免に当たり十分な検討がなされていないといえる。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は、公社への貸付に関して使用料の減免の是非を検討されたい。</p> <p>(水道局経営企画課)</p>	
--	--

2 下水道事業

(1) 決算

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>【意見 2-(1)-2】 その他投資と企業債の予算編成について</p> <p>本来、その他投資と企業債は、前者は投資活動に係る取引の結果であり、後者は財務活動に係る取引の結果であるから、お互い異なる経済的な性質をもつ取引であるが、現状ではその他投資の預入と取崩が企業債の償還金にまとめて予算編成されている。</p> <p>その他投資が企業債償還のために使用されることを理由とした予算編成であるが、結果としてその他投資の預入と取崩についての予算を把握することが出来ない。また企業債の償還金の予算と決算にその他投資に関連する取引が含まれることで、企業債の明細や企業債の注記と企業債の償還金が一致していない。</p> <p>その他投資の残高は 141 億円と多額であり、その取引についても預け入れが 48 億円、取り崩しが 54 億円と下水道事業にとって最も多額の取引である。そのような重要な取引をひとまとめにして企業債償還金に含めることなく、独立した予算科目で明確に予算編成すべきである。</p> <p>(改善提案)</p> <p>その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成すべきである。償還金は企業債の償還金のみで予算編成すべきである。結果として予算執行による決算額は、貸借対照表のその他投資と企業債の増減と整合することになるので、財務諸表における各明細や注記との整合性に留意した決算調整を検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	<p>償還金積立金の一般会計基金への預入については、現金の支出を伴うことから予算化していたが、償還時における取崩については、振替処理によって行うため予算化していなかった。</p> <p>令和 3 年度からは、より分かりやすい予算編成とするため、その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成することとした。</p>
--	--

<p>【意見 2-(1)-5】退職手当の下水道事業での負担について</p> <p>福岡市の水道事業では職員の退職手当は水道事業で負担しているが、福岡市下水道事業における退職手当はすべて一般会計が負担している。人件費のうち給与手当、期末手当、勤勉手当等は下水道事業で負担しているが退職手当のみは一般会計の負担となっている。</p> <p>下水道使用料の適切な設定のためには下水道事業に従事する職員の人件費はすべて下水道事業で負担すべきであり、退職手当を一般会計が負担しているのは望ましくない。</p> <p>下水道事業では下水道設備の整備や企業債の償還のために資金不足が続き、平成 27 年度までは一般会計からの出資金を受け取ってきた経緯があり、人件費の一部負担はやむを得ない事情があったと考える。しかし、資金繰りの改善により、下水道事業では自立経営が可能な状態となり、資金余剰も発生してきている。</p> <p>そのような状況で退職手当を一般会計が負担する経済的合理性はなく、水道事業と同様に下水道事業に従事する職員の退職手当は下水道事業で負担すべきである。単純な仮定のもと試算すると、下水道事業における年間の退職費用は 169 百万円となり、多額の費用を一般会計が負担している。</p> <p>(改善提案)</p> <p>適切な料金設定を行うためには下水道事業が負担すべき費用は下水道事業で負担すべきである。他の政令指定都市でも職員の退職手当は下水道事業が負担している事例が多いことを考慮し、適切な費用負担により適切な料金設定を行うため、福岡市下水</p>	<p>下水道事業の現況に鑑み、財政局等と協議の上、退職金については一般会計の負担としていたが、近年、下水道事業における資金収支が改善し、自立経営が可能となっていることや、他都市の状況を踏まえ、総務企画局等と協議した結果、令和 3 年度からは退職手当を下水道事業会計で負担することとした。</p>
---	---

<p>道事業においても退職手当の負担について検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	
<p>【意見 2-(1)-6】退職給付引当金の設定について</p> <p>下水道事業において職員の退職手当を負担する場合、将来の退職手当の支給に備えて退職給付引当金を計上する必要がある。</p> <p>それぞれ独立した企業であるため、必ずしも引当方法を水道事業に合わせる必要はないが、水道事業と同じ方法で退職手当を負担するのであれば、同じ方法で引当金を計上することが実務上は便宜的であると考え。</p> <p>水道事業においては年度末の職員の退職手当の要支給額に相当する額を計上することとしているので、算定のために必要な資料やデータについては水道事業を参考するなど、適切な退職給付引当金を計上されたい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>退職給付引当金の算定方法は自治体によって色々な事例があるが、人事担当部署より個人別の退職手当データを入手し、個人別に要支給額を算定する方法が適切である。ただし、事務処理の手数も考慮して簡便的な方法を採用している事例もあるので、水道事業の算定方法も参考にしながら適切な退職給付引当金の算定方法について検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	<p>職員の退職手当は一般会計が負担していたため、退職給付引当金は計上しておらず、その旨は予算書に注記していた。</p> <p>令和3年度からは退職手当を下水道事業会計が負担することとしたため、退職給付引当金についても計上することとした。</p>

(9) 雨水対策の推進

<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
------------------	------------------

<p>【意見 2-(9)-1】 雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて</p> <p>水害防除に対する市民意識の向上・啓発を目的として、市内で雨水貯留タンクや雨水浸透施設を設置する市民に対し、助成金を交付する「雨水流出抑制施設助成制度」を設けている。</p> <p>そのうち、雨水浸透施設への助成は制度開始以来 2 件のみで、助成額は 40 千円であった。</p> <p>近年、短時間で局地的に多量の降雨がある、いわゆるゲリラ豪雨の被害が全国的に増加しており、この被害軽減にも雨水の貯留・浸透を推進することが不可欠であるが、雨水浸透施設への助成実績はわずか 2 件に留まっている。</p> <p>雨水浸透施設への助成制度の実績は、雨水の浸透を推進するには不十分である。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市としては、より一層、水害防除に対する市民意識の向上・啓発に努め、雨水流出抑制施設の重要性について市民の理解を得ることで雨水浸透施設の設置を推進されたい。また雨水浸透施設の設置を増やすために助成制度をどのように活用すべきか、助成制度の在り方を再検討されたい。</p> <p>(道路下水道局下水道管理課)</p>	<p>雨水浸透施設助成制度について、他都市の助成要件や実績および広報活動について調査し、再検討を行った。</p> <p>この結果、現行の制度内容は他都市と比較しても妥当であると判断されるため、現段階では見直しは行わず、助成実績のある他都市の取組を参考に、住宅メーカー等への効果的な制度周知に改めて取り組んでいく。</p> <p>なお、助成対象外ではあるが、本市では一定の開発行為等については、雨水流出抑制の取組を義務付けており、年間約 200 基の雨水浸透柵が設置されている。</p>
--	--

4 集落排水事業

(7) 契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 4-(7)-1】 特命随意契約の理由について</p> <p>排水処理場の保守運転管理業務委託契約のうち弘集落排水処理場保守運転管理業務委託については、以前より地元の組合に特命随意契約によって委託されている。</p>	<p>特命随意契約の理由について、局内で再検討した結果、近年の環境の変化に伴う漁場への影響や、外部監査から別途改善提案を受けた集落排水事業の経営改善に向けた取り組みを迅速かつ円滑に進めるためには、これまでの実務経験から地元の組合</p>

<p>しかし、特命随意契約の理由は①放流水の水質を常時良好な状態に保持していくこと。②異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採ること③地域の実情にあった業務運営を行うこと④施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができることであり、当該業務を委託されている業者であれば実施すべき項目であって、特命随意契約の理由としては不十分である。</p> <p>離島以外の排水処理場の保守運転管理業務委託契約では指名競争入札が行われており、離島ではない弘集落においても指名競争入札の実施について検討されたい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>地元の組合に委託しなければならない特命随意契約の理由を再検討の上で、指名競争入札による競争性の確保について検討されたい。</p> <p>(農林水産局漁港課)</p>	<p>以外での対応は困難と判断し、入札の実施方法について検討した結果、令和2年3月に、地元の組合への特命随意契約を継続することとした。</p>
--	---